

議案第84号

宝塚市土地改良事業分担金徴収条例の全部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市土地改良事業分担金徴収条例(改正前)

昭和49年4月1日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）による土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）の分担金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（分担金の徴収）

第2条 宝塚市（以下「市」という。）は、土地改良事業を施行するときは、これによつて利益を受ける者でその施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）から、当該土地改良事業の施行に係る各会計年度において、その施行に要する費用の一部に充てるため分担金を徴収する。

（分担金の賦課基準及び額）

第3条 前条の規定により徴収する分担金の総額は、毎年度土地改良事業の施行に要する費用（以下「事業費」という。）を基準とし、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の内容等により市長が特に必要があると認めるときは、分担金を増額又は減額することができる。

3 受益者ごとの分担金の分担割合は、その受益の限度に応じて市長が定める。

（特例分担金の徴収）

第4条 市は、土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、法第113条の2第2項の規定による当該土地改良事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用された場合においては、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）につき受益者から、第2条に規定する分担金のほか、当該土地改良事業につき県から交付を受けた補助金の額及び市が負担した額の合計額に、当該転用農地に係る受益者の前条第3項に規定する分担金の分担割合を乗じて得た額（当該転用に伴い遊休

化する施設を目的外用途に活用することにより生じる収入がある場合は、当該収入のうち当該転用農地に係るもの（当該転用農地に係るものとし、対象事業は、次のとおりとする。

- (1) ほ場整備事業（区画整理地区内に係るものについては、10アール未満のもの及びかんがい排水施設に係るものについては、当該受益地の面積の10分の1に相当する面積未満のものを除く。）
- (2) 農地開発事業（10アール未満のものを除く。）
- (3) かんがい排水事業（当該受益地の面積の10分の1に相当する面積未満のものを除く。）
- (4) たん水防除事業（当該受益地の面積の10分の1に相当する面積未満のものを除く。）

2 前項に規定する事業のうち別に定める基準による事業については、前項の規定は適用しないものとする。

3 前2項の規定は、非補助事業について準用する。

(徴収の時期)

第5条 分担金は、毎年度事業着手前に徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、事業完了まで延期することができる。

(追徴及び還付)

第6条 市長は、分担金を徴収した後において、当該土地改良事業が完了し、分担金に過不足が生じたときは、速やかに追徴又は還付しなければならない。

(徴収の猶予)

第7条 市長は、天災地変その他特別の事由がある場合において、必要があると認めるときは、第2条の規定による分担金の徴収を猶予することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(宝塚市分担金徴収条例の廃止)

2 宝塚市分担金徴収条例（昭和41年条例第12号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

区分			分担金の総額及び対象事業	
			補助事業	非補助事業
土	市	農	・当該事業費から補助金を差し引いた額の1/3とし、対象事業は、次のとおりとする。 (1) かんがい排水事業（別に定める基準に該当する事業は除く。） (2) 農道整備事業（別に定める基準に該当する事業は除く。） (3) ため池改良事業 (4) その他土地改良法に基づく事業	・当該事業費の1/3とし、対象事業は、次のとおりとする。 (1) かんがい排水事業（別に定める基準に該当する事業は除く。） (2) 農道整備事業（別に定める基準に該当する事業は除く。） (3) ため池改良事業 (4) その他土地改良法に基づく事業
地	街	用	・当該事業費から補助金を差し引いた額の1/2とし、対象事業は、農用地区域の補助事業に準ずる。	・当該事業費の1/2とし、対象事業は、農用地区域の非補助事業に準ずる。
改	化	地		
良	調	区		
事	整	域		
業	区	域		
域	域	外		
市	街	農	・当該事業費から補助金を差し引いた額の1/2とし、対象事業は、次のとおりとする。 (1) ため池改良事業 (2) その他土地改良法に基づく事業	・当該事業費の2/3とし、対象事業は、次のとおりとする。 (1) 専用用水路及び用水施設 (2) ため池改良事業
街	化	用		
化	区	地		
域	域			
災	市	農	・当該事業費から補助金を差し引いた額を基準とし、対象事業及び分担金の総額は、次のとおりとする。	・当該事業費の1/3とし、対象事業は、次のとおりとする。 (1) 農業用施設復旧事業（別に定
害	街	用		
復	化	地		

旧事業区域	調査区	(1) 農地復旧事業にあっては、その全額 (2) 農業用施設復旧事業にあっては、その1/3(別に定める基準に該当する事業は除く。)	める基準に該当する事業は除く。)
	農用地区域外	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業費から補助金を差し引いた額を基準とし、対象事業及び分担金の総額は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地復旧事業にあっては、その全額 (2) 農業用施設復旧事業にあっては、その1/2(別に定める基準に該当する事業は除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業費の1/2とし、対象事業は、農用地区域の非補助事業に準ずる。
市街化区域		<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業費から補助金を差し引いた額を基準とし、対象事業及び分担金の総額は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地復旧事業にあっては、その全額 (2) 農業用施設復旧事業にあっては、その1/2(別に定める基準に該当する事業は除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業費の2/3とし、対象事業は、農用地区域の非補助事業に準ずる。

備考 表中市街化調整区域、市街化区域とあるのは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定及び農用地区域とあるのは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定による区域をいう。